

昭和村除雪オペレーター育成支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 本村における冬期間の村内ライフラインや村民の安全・安心な生活を確保するため、村内の除雪車による除雪作業を行う事業所において除雪オペレーターの養成を実施する事業者又は村直営除雪オペレーターとして勤務を希望する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助額)

第2条 村長は、事業を実施する事業所又は村直営除雪オペレーターとして勤務を希望するもののうち、前条の目的を達成できると認められるものに対し、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

2 事業の種類、補助要件及び補助内容等は、別表第1のとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる事業所は、村内の国、県、村道及び公共施設の除雪業務を受託する村長が認めた事業所のほか、村直営除雪オペレーターとして勤務を希望する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の申請時において、村税に滞納がある者は除く。

(交付申請)

第4条 交付申請は、昭和村除雪オペレーター育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて、村長に申請しなければならない。

2 前項による申請は、事業実施の概ね10日前までに行わなければならない。

(交付決定)

第5条 村長は、前条の規定により申請があったときは、申請内容を審査し、相当と認めるときは交付を決定し、申請事業所又は申請者に通知するものとする。（様式第3号）

2 村長は、前項の場合において、目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 村長は、申請があった場合において内容を審査した結果、補助を行わない旨の決定をしたときは、その旨を申請事業所又は申請者に通知するものとする。（様式第4号）

(変更の承認申請)

第6条 変更の承認申請を受けようとする場合は、村長に速やかに昭和村除雪オペレーター育成支援事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を村長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 実績報告は、昭和村除雪オペレーター育成支援事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日以内又は交付決定の日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 経費の支払いを証する書類
- (3) 資格取得者の大型特殊免許証及び車両系建設機械運転技能講習受講済み証の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた事業所又は申請者は、事業が完了した場合は、前条に定める実績報告書と併せ、昭和村除雪オペレーター育成支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付対象となった者が資格取得後3年以内に、村内の国、県、村道及び公共施設の除雪業務の受託を取りやめた場合又は、村直営除雪オペレーターを退職した場合は、補助金の返還をさせることができるものとする。ただし、村長が必要と認める場合は、返還を免除できるものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておくなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

	補助要件	補助内容	摘要
除雪オペレーター育成支援事業	<p>補助対象事業所が、その従業員に対し、大型特殊免許の取得及び車両系建設機械運転技能講習を受講させる場合又は、村直営除雪オペレーターとして勤務を希望する者が大型特殊免許の取得及び車両系建設機械運転技能講習を受講する場合は、次に掲げる要件に該当すること。</p> <p>(1) 資格取得予定者は、55歳未満であること。</p>	<p>大型特殊免許取得費（自動車教習所における経費）及び車両系建設機械運転技能講習費の実費の2分の1以内、10万円を限度として補助する。</p> <p>ただし、同一人に対する同一資格取得に係る経費の対象は、この要綱において受験回数1回までとする。</p>	<p>同一年度における1事業所あたりの補助対象人数の上限は原則2名以内とする。</p> <p>また、補助金に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる。</p>

別表第2（第4条関係）

区 分
事業所の事業概要を示す書類（除雪路線等がわかる書類）
除雪オペレーター人材育成計画書
資格取得予定者の運転免許証の写し
その他村長が必要と認める書類